



TOKIO MARINE  
ASSET MGT

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2017年12月26日

## 東京海上・円資産インデックスバランスファンド (愛称：つみたて円奏会)

追加型投信／国内／資産複合

- 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- 本書により行う「東京海上・円資産インデックスバランスファンド」（以下「当ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2017年9月22日に関東財務局長に提出しており、2017年10月8日にその効力が生じています。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

### ■委託会社【ファンドの運用の指図を行う者】

#### 東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第361号  
 設立年月日：1985年12月9日  
 資本金：20億円  
 運用する投資信託財産の：1兆8,023億円  
 合計純資産総額 (2017年7月末現在)

### ■受託会社【ファンドの財産の保管及び管理を行う者】

#### 三菱UFJ信託銀行株式会社

### ■照会先

#### 東京海上アセットマネジメント株式会社

ホームページ  
<http://www.tokiomarineam.co.jp/>  
 サービスデスク  
 0120-712-016  
 ※土日祝日・年末年始を除く9時～17時

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	資産複合	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券・不動産投信）資産配分変更型）	年1回	日本	ファミリーファンド

※商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

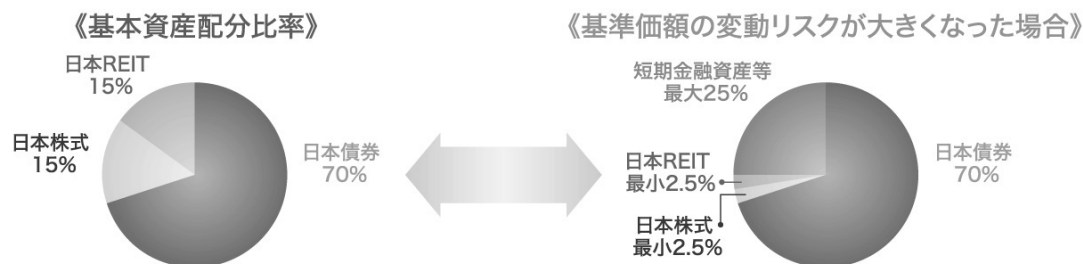
1. 主として国内の債券や株式、不動産投資信託（REIT）を主要投資対象とするマザーファンド受益証券への投資を通じて、国内の複数の資産（債券・株式・REIT）に分散投資します。
2. 各指数に連動する投資成果をめざして運用を行う各マザーファンドに投資し、その投資比率は以下の資産配分比率を基本とします。

資産	マザーファンド	指数	基本 資産配分
日本債券	TMA日本債券インデックスマザーファンド	NOMURA-BPI（総合）	70%
日本株式	TMA日本株TOPIXマザーファンド	TOPIX（東証株価指数）（配当込み）	15%
日本REIT	東京海上・東証REITマザーファンド	東証REIT指数（配当込み）	15%

- 上記の資産配分比率を基本としますが、ファンド全体の価格変動リスクを年率3%程度に維持することを目的とし、株式およびREITの資産配分比率を次の計算方法により決定し、機械的に変更します。
- 株式およびREITの資産配分比率の計算にあたっては、ファンド全体に対して債券の組入比率を70%に固定した上で、株式およびREITの指数を合成することにより算出された価格変動リスクが年率3%に近似する株式とREITの合計の資産配分比率を逆算して求め、原則として均等に配分します。
- なお、株式とREITの合計の資産配分比率は30%～5%の範囲内とし、残りは短期金融資産を組入れます。

※原則として月次でリバランスを実施します。

### 3つの円資産への配分比率



※上記のイメージ図は、日本株式および日本REITの資産配分比率調整についてご理解いただくために記載したものであり、実際のファンドの運用を示すものではありません。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。常に上記の通り運用することを示すものではありません。

#### 【ご参考】価格変動リスクについて

価格が上下に変動する振れ幅の程度のことであり、一般に標準偏差を使用します。

標準偏差とは、散らばり具合（ばらつき）を示す指標であり、ファンドのリターンの標準偏差が小さい程、リスクは小さいといえます。また、逆に、リターンの標準偏差が大きいく程、リスクは大きいということになります。

年率3%の標準偏差とは、1年間のリターンが平均リターンから±3%の範囲内に約3分の2の確率で収まるということです。

したがって、リスクを3%程度に抑制して運用を行っていたとしても、ファンドの実際の運用成績は±3%を大きく超えて変動することがあります。

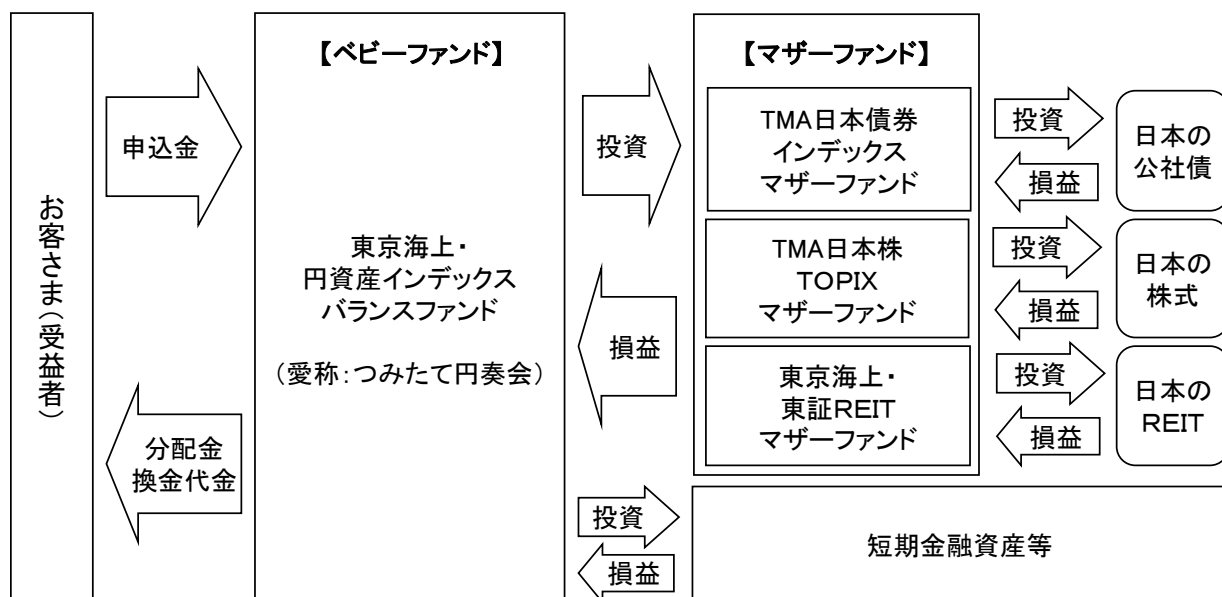
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

- ・「NOMURA-BPI（野村債券・パフォーマンス・インデックス）（総合）」とは、野村證券が公表する日本の公募債券流通市場全体の動向を表す代表的な指標です。NOMURA-BPIは、野村證券の知的財産です。野村證券は、当ファンドの運用成績等に関し、一切責任ありません。
- ・「TOPIX」は株式会社東京証券取引所（株）東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、（株）東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは（株）東京証券取引所が有します。（株）東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。
- ・「東証REIT指数」は（株）東京証券取引所に上場しているREIT全銘柄の動きを捉える指数です。東証REIT指数は（株）東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数の商標または標章に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。なお、当ファンドは、（株）東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

## ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（親投資信託）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

## 分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

株 式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
デリバティブ	デリバティブ取引等は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、主に国内の株式、公社債およびREIT等値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

株価変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
金利変動リスク	公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
REITの価格変動リスク	REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

# 投資リスク

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

## リスクの管理体制

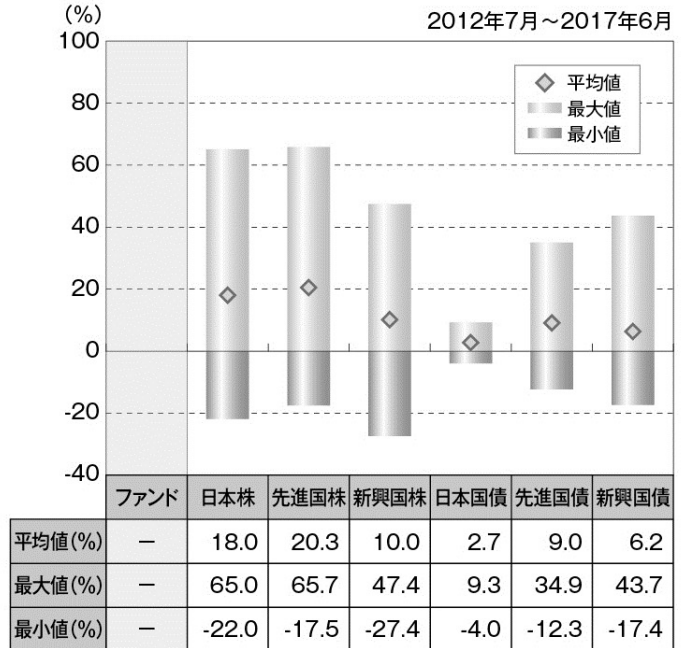
委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

## 参考情報

### ● ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

### ● ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。  
 ※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。  
 ※ファンドは設定前のため、年間騰落率を表示できません。

### ● 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株 : TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株: MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債: NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債: シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)はCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

当ファンドは、2017年10月11日から運用を開始します。有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

## 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

## 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、当ファンドにはベンチマークがありません。

※ファンドの運用実績は、別途委託会社のホームページで開示する予定です。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社所定の期日までに販売会社にお支払いください。
購入の申込者の制限	取得申込者は、原則として確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得申込を行う資産管理機関・連合会等による購入の申込み、および2018年1月以降開始予定の「つみたてNISA（ニーサ）」をご利用の方による購入の申込みに限るものとします。
換金単位	販売会社やお申込みのコース等によって異なります。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の基準価額
換金代金	原則として、換金請求受付日から起算して、5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては、翌営業日受付の取扱いとなります。
購入の申込期間	2017年10月11日から2018年10月25日まで 原則として、上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。 ※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
購入・換金申込不可日	ありません。
信託期間	無期限（2017年10月11日設定）
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回るようになったとき、ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還することがあります。
決算日	1月25日（年1回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。）
収益分配	年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（ <a href="http://www.tokiomarineam.co.jp/">http://www.tokiomarineam.co.jp/</a> ）に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 当ファンドは非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度の対象商品です（2018年1月以降開始予定）。 ※上記は、2017年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。



# 手続・手数料等

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年率0.4104% (税抜0.38%) を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて毎日計上します。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。 運用管理費用 (信託報酬) の配分 (税抜) については以下の通りとします。		
	委託会社* <sup>1</sup>	販売会社* <sup>2</sup>	受託会社* <sup>3</sup>
	年率0.18%	年率0.18%	年率0.02%
	* 1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価 * 2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 * 3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価		
その他の費用・ 手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用*、信託事務等に要する諸費用、立替金の利息、組入 有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国に おける資産の保管等に要する費用および借入金の利息等が保有期間中、その都度かかります。 * 監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、純資産総額に対し、税込年率 0.0108% (上限年97.2万円) を計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月 終了日および毎計算期末または信託終了の時に信託財産中から支弁します。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示す ることができません。		

上記手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

### 税金

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われますが、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および換金時・償還時の個別元本超過額に対する所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

2018年1月以降開始予定の「つみたてNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※上記は、2017年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。